

令和3年門審第32号

裁 決

モーターボートA同乗者負傷事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官田之上輝美出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の日時時刻及び場所

令和2年6月28日10時10分

宮崎県青島漁港北東方沖合

2 船舶の要目

船種 船名 モーターボートA

総トン数 4.2トン

登録長 7.75メートル

機関の種類 電気点火機関

出力 257キロワット

3 事実の経過

Aは、令和元年7月に進水し、船首部デッキにハンドレールを取り付けた、旅客の最大とう乗人員が9人のFRP製プレジャーモーターボートで、a受審人が1人で乗り組み、知人9人を乗せ、バーベキューを行う目的で、船首0.6メートル船尾1.0メートルの喫水をもって、令和2年6月28日09時45分宮崎港のマリーナを発し、宮崎県大島に向かった。

これより先、a受審人は、インターネットによる気象情報等入手し、海上の波高は最大で1.0メートル程度になることを知り、また、マリーナ到着後に眺めた海上模様でも、過去に大島に向けて航行したときと比べて、特別に良くも悪くもないと思って、マリーナから出航した。

a受審人は、宮崎港南防波堤の先端を右舷側に見て航過した後、大島に向かうときの船首目標となる宮崎県戸崎鼻を、正船首やや右舷方に見るように南下を開始して間もなく、同乗者のうち3人が、船首部に移動し、前方を向いてハンドレールを握って座り始めたことを知った。

その後、a受審人は、宮崎県大淀川河口東方沖合に差し掛かったとき、海上模様に変化して波やうねりの影響が大きくなったような気がしたことから、操縦席のそばにいた同乗者と「潮目が変わった」旨の会話を交わしながらも、南下を続けた。

a受審人は、操縦席に立て掛けた座面クッションに尻を当て、立った姿勢で操船に当たり、09時53分半青島港東防波堤灯台から014.5度（真方位、以下同じ。）5.1海里の地点で、針路を180度に定め、16.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

a 受審人は、10時03分少し過ぎ青島港東防波堤灯台から028度2.7海里の地点に達したとき、南寄りのうねりが大きくなってきたことを認め、高起したうねりに出会うと船体が大きく上下動を起こすおそれがあったが、船首船底部を波がたたくような速力を出していることもなく、過去にも波浪との出会いにより船体が大きく上下動を起こしたこともなかったため、船首部で楽しんでいる同乗者に対して注意を与えるまでもないものと思ひ、船首部に座っている同乗者をキャビン等の安全な場所に移動させるなど、同乗者に対する安全措置を十分にとらないまま、戸崎鼻沖の転針点を目指して続航した。

a 受審人は、うねりの谷間に位置できるようにしながら操船していたところ、10時09分船首方から高起したうねりに出会い、うねりの山に乗り上げる状況となったので、いったん減速してうねりをやり過ぎたのち、また16.0ノットの速力に増速して間もなく、再び高起したうねりの山に乗り上げる状況となり、減速を試みたものの、効なく、10時10分青島港東防波堤灯台から065度1.4海里の地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、高起したうねりの山に船首部が持ち上げられた直後、船体が真下に吸い込まれるように波間に落下し、その衝撃により、船首部に座っていた同乗者のうち2人が負傷した。

当時、天候は晴れで風力1の西風が吹き、潮候は上げ潮の末期に当たり、南寄りの波高約2メートルのうねりがあった。

その結果、同乗者1人が腰椎破裂骨折等を負ひ、もう1人の同乗者が腰椎圧迫骨折を負った。

(原因及び受審人の行為)

本件同乗者負傷は、青島漁港北東方沖合において、南下中、南寄りの

うねりが大きくなってきたことを認めた際、同乗者に対する安全措置が不十分で、船首部に座っていた同乗者が、高起したうねりの山に船首部が持ち上げられた直後、船体が波間に落下した衝撃によって発生したものである。

a 受審人は、青島漁港北東方沖合において、戸崎鼻沖合に向けて南下中、南寄りのうねりが大きくなってきたことを認めた場合、高起したうねりに出会うと船体が大きく上下動を起こすおそれがあったから、船首部に座っている同乗者をキャビン等の安全な場所に移動させるなど、同乗者に対する安全措置を十分にとるべき注意義務があった。しかるに、同人は、船首船底部を波がたたくような速力を出していることもなく、過去にも波浪との出会いにより船体が大きく上下動を起こしたこともなかったもので、船首部で楽しんでいる親しい同乗者に対して注意を与えるまでもないものと思い、同乗者に対する安全措置を十分にとらなかった職務上の過失により、高起したうねりの山に船首部が持ち上げられた直後、船体が波間に落下した衝撃によって、船首部に座っていた同乗者2人を負傷させるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和4年3月3日

門司地方海難審判所

審判官 栗原和栄